

「勧告の方向性」と「見直し案」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し案」
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p>	<p>「独立行政法人年金・健康保険福祉施設機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p style="text-align: right;">平成25年12月 日 厚生労働省</p> <p>「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p>
<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 地域医療への取組</p> <p>本法人は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新法人」という。）へと改組されることとなっている。これまで本法人では、年金福祉施設等の譲渡及び管理・運営（社会保険病院等の運営を特例民法法人等に委託）を行ってきたところであるが、改組後は、病院、介護老人保健施設、看護師養成施設等の設置及び運営を行うこととなり、これらの施設の運営については、新法人が直営することとなっている。</p> <p>新法人は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第3条により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号イからホに掲げる5事業（注）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することをミ</p>	<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 地域医療への取組</p> <p>本法人は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新法人」という。）へと改組されることとなっている。これまで本法人では、年金福祉施設等の譲渡及び管理・運営（社会保険病院等の運営を特例民法法人等に委託）を行ってきたところであるが、改組後は、病院、介護老人保健施設、看護師養成施設等の設置及び運営を行うこととなり、これらの施設の運営については、新法人が直営することとなっている。</p> <p>新法人は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第3条により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号イからホに掲げる5事業、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することをミッシ</p>

ッションとしている。

このため、病院事業については、都道府県等が進める地域医療へ積極的に貢献するため、医療提供体制が現状よりも効率的かつ効果的なものとなるよう各病院の体制を構築した上で、保有するデータベースを活用して地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

(注) 5事業とは、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療を言う。

2 経営改善に向けた取組

新法人が直営することとなる57病院については、平成24年度の経常収支は全体として黒字であるものの、14の赤字病院が存在する。

このため、病院の経営改善を図る観点から、各病院が持つ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善を達成した独立行政法人国立病院機構の具体的な事例等も参考に、各病院の実情に応じて具体的な取組を定めた経営改善計画を策定することとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、各病院と新法人の本部とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、少なくとも、以下の事項について次期中期目標等に明記するものとする。

なお、本部が各病院の目標管理を行うものとし、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにするものとする。

① 地域医療への貢献度を測る目標

- ・ 地域医療支援病院の要件とされている機能（紹介率・逆紹介率、救急医療の提供能力、医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修等）についての指標
- ・ 各地域で開催される地域医療に関する協議の場等への参加方針
- ・ 地域連携クリティカルパス実施病院数
- ・ 総合的な診療能力を有する医師の育成方針

② 各病院の医療の質や機能の向上を図るための独立行政法人国立病院機構が作成している臨床評価指標等を参考にした統一的な臨床評価指標

③ 新医薬品等の開発の促進に資するための治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標

ョンとしている。

このため、病院事業については、都道府県等が進める地域医療へ積極的に貢献するため、医療提供体制が現状よりも効率的かつ効果的なものとなるよう各病院の体制を構築した上で、保有するデータベースを活用して地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

2 経営改善に向けた取組

新法人が直営することとなる57病院については、平成24年度の経常収支は全体として黒字であるものの、14の赤字病院が存在する。

このため、病院の経営改善を図る観点から、各病院が持つ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善を達成した独立行政法人国立病院機構の具体的な事例等も参考に、各病院の実情に応じて具体的な取組を定めた経営改善計画を策定することとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、各病院と新法人の本部とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、少なくとも、以下の事項について次期中期目標等に明記するものとする。

なお、本部が各病院の目標管理を行うものとし、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにするものとする。

① 地域医療への貢献度を測る目標

- ・ 地域医療支援病院の要件とされている機能（紹介率・逆紹介率、救急医療の提供能力、医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修等）についての指標
- ・ 各地域で開催される地域医療に関する協議の場等への参加方針
- ・ 地域連携クリティカルパス実施病院数
- ・ 総合的な診療能力を有する医師の育成方針

② 各病院の医療の質や機能の向上を図るための独立行政法人国立病院機構が作成している臨床評価指標等を参考にした統一的な臨床評価指標

③ 新医薬品等の開発の促進に資するための治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標

第2 業務実施体制の見直し

1 新法人の組織・体制の構築

新法人として新たな組織・体制を構築するに当たっては、これまで委託先が運営してきた病院を直営することを踏まえ、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保できる組織・体制を確立するとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められる。

このため、次期中期目標等に、i) 不適切な財務運営や会計処理を防止するための内部統制の構築、ii) 職員に対する教育研修の充実、iii) 監事監査・内部監査の体制整備等に関する取組、iv) 業務・財務運営に関する積極的な情報の公開方針について明記し、これを着実に実行するものとする。

また、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、現在3系統の委託法人で保有する業務管理システム及びデータ管理システムについては、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう早期に統一するものとする。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数(57病院等)及び改組後の職員数(約2万人)の規模から見て、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 新法人の組織・体制の構築

新法人として新たな組織・体制を構築するに当たっては、これまで委託先が運営してきた病院を直営することを踏まえ、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保できる組織・体制を確立するとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められる。

このため、次期中期目標等に、i) 不適切な財務運営や会計処理を防止するための内部統制の構築、ii) 職員に対する教育研修の充実、iii) 監事監査・内部監査の体制整備等に関する取組、iv) 業務・財務運営に関する積極的な情報の公開方針について明記し、これを着実に実行するものとする。

また、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、現在3系統の委託法人で保有する業務管理システム及びデータ管理システムについては、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう早期に統一するものとする。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数(57病院等)及び改組後の職員数(約2万人)の規模から見て、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。